

## 平成30年度 定期監査（県立病院局）

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成30年度定期監査

#### (2) 監査の対象

平成29年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

#### (3) 監査の実施

6機関について、平成30年5月から同年7月まで実施した。

区 分	本 庁 (課)	出 先 機 関 (病院)	計
県立病院局	1	5	6

#### (4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費及び委託料を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施するとともに、併せて支出事務については、需用費及び賃金について、債権者（支払いの相手方）に対する外部確認調査を行い、支出に係る会計処理の適正な執行を図るため監査の充実に努めた。

### 2 監査の結果

#### (1) 監査の概要

監査を実施した6機関の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、4機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の2機関においては、指摘事項はなかったものの次のおり是正又は改善を要する2件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 （法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

該当なし

文書注意事項 （指摘事項に至らない事項で、更に的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

2件

#### (2) 監査結果の報告及び公表並びに講じた措置の通知

区 分	監 査 結 果	措 置 の 通 知
県立病院局	報告:平成30年10月2日 公表:平成30年10月9日	報告:平成31年3月13日 公表:平成31年3月29日

#### (3) 監査の結果

##### 文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
県立病院局		
県民健康プラザ	医業未収金は、前	1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策

機 関 名	事	講じた措置の内容
鹿屋医療センター	年度より減少（収入歩合は同率）しているが、依然として多額となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未収金対策会議を開催し、8月に訪問督促を実施した。</li> <li>・ 経営課全職員による随時の電話督促を6月から実施している。</li> <li>・ 悪質な未納者に対して12月に裁判所を通じた法的措置（支払督促）を実施した。</li> </ul>
始良病院	医業未収金は、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。	<p>1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 院内の各セクションと情報共有を図り、来院時に窓口で支払の督促を行った。</li> <li>・ 高額な未収とならないよう、入院患者に対し、入院時に限度額適用認定証申請の利用を指導した。</li> <li>・ 「鹿児島県立病院事業未収金対策実施要領」に基づき、電話督促や文書催告を行い、未収金回収に努めた。</li> </ul> <p>また、悪質な未納者に対しては、法的措置として支払督促を行った。</p>

(4) 実施機関及び実施時期

機 関 名	実 施 時 期
県立病院局   県立病院課 県民健康プラザ鹿屋医療センター 大島病院 始良病院 薩南病院 北薩病院	平成30年5月7日 ～ 7月26日

注 機関の県立病院の名称は、「県立」を省略して記載